



看護学生奨学生募集

当院では看護師学校養成所または看護系大学の学生を対象に、奨学金制度を実施しています

<p>♡ 対象者 ♡</p>	<p>看護師学校養成所・看護系大学の学生であり、卒業後当該免許取得者として当院に勤務する意思を有することを誓約した方</p>
<p>♡ 貸与額 ♡</p>	<p>看護師学校養成所の学生 月額 50,000円 看護系大学の学生 月額 70,000円</p>
<p>♡ 貸与期間 ♡</p>	<p>養成施設等の在学期間</p>
<p>♡ 貸与手続 ♡</p>	<p>(1) 貸与申請 奨学金の貸与を希望する学生については、申請書(様式1),誓約書(様式2),履歴書,健康診断書,在学証明書,成績証明書(1年生は不要。ただし、貸与者全てにおいて1学年が終了するごとに提出。)を提出する。 (2) 奨学金の貸与 原則として、奨学金の貸与を受ける学生が当該養成施設に在学中、当月分の奨学金を当該学生に毎月送金する。 (3) 貸与の中止 奨学金の貸与を受けている学生が退学やその他の事由により修学を継続する見込みがなくなると認められるとき、又は奨学金を貸与することがふさわしくないと認められる事由が生じたときは、奨学金の貸与を中止する。 (4) 貸与の停止 奨学金の貸与を受けている学生が休学したとき、又は停学処分を受けたときは、当該休学又は停学期間中について奨学金の貸与を停止することがある。</p>
<p>♡ 返 還 ♡</p>	<p>奨学金を貸与された学生は、次の各号に掲げる事項に至った場合は奨学金を返還しなければならない。ただし、奨学金の返還にあたって、一括して返還できない事由があると認められる者については分割による返還ができるものとする。 (1) 奨学金の貸与を受けた学生が当該養成施設を卒業したとき (2) 上記の貸与手続 (3) により奨学金の貸与を中止されたとき</p>
<p>♡ 返還猶予 ♡</p>	<p>奨学金の貸与を受けた者について、上記の返還 (1) にかかわらず、次のいずれかに該当する期間 (ただし、療養等による休職期間や停職期間を除く) は返還を猶予し、その期間経過後に返還するものとする。 (1) 養成施設を卒業後、当該免許取得者として引き続き当院に勤務する期間 (2) 養成施設を卒業後、当該免許取得までの間、引き続き当院の職員として勤務する期間。ただし1年以内に限る。 (3) その他特別の事情があると認められる期間</p>
<p>♡ 返還免除 ♡</p>	<p>上記の返還猶予により奨学金返還の猶予を受けている者が次のいずれかに該当するに至ったときは、上記の返還猶予にかかわらず、奨学金の返還を免除する。 看護師学校養成所 (1) 全額免除 引き続き当院の職員として勤務する期間が3年 (36月) を超えたとき。 (2) 一部免除 引き続き当院の職員として勤務する期間が3年 (36月) に満たないとき。 看護系大学 (1) 全額免除 引き続き当院の職員として勤務する期間が4年 (48月) を超えたとき。 (2) 一部免除 引き続き当院の職員として勤務する期間が4年 (48月) に満たないとき。 なお、免除する奨学金は、貸与した奨学金の総額を全部免除となる期間 (月数) で除した金額に当院の職員として勤務した月数を乗じて得た額とする。 (3) 上記 (1) 及び (2) にかかわらず、奨学金の貸与を受けている学生が死亡したとき、その他特別の事情があると認められるときは、全部又は一部を免除することがある。</p>
<p>♡ 必要書類 ♡</p>	<p>様式1 看護学生奨学金貸与申請書 様式2 誓約書 履歴書 健康診断個人票 在学証明書 成績証明書(1年生は不要。ただし、貸与者全てにおいて1学年が終了するごとに提出。)</p> <div style="text-align: right;">  <p>お問い合わせは下記へお願いいたします 福島労災病院 総務課 ☎代表 (0246) 26-1111</p> </div>